

国家情報局創設と現代版国防保安法を狙うスパイ防止法

池田五律(戦争に協力しない!させない!練馬アクション)

I 法案準備動向

1)自民・維新連立合意文書

五、インテリジェンス政策 ▽26 年通常国会において、内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「国家情報局」および「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門および情報部門を同列とするため、「国家情報局」および「国家情報局長」は、「国家安全保障局」および「国家安全保障局長」と同格とする。▽現在の「内閣情報会議」(閣議決定事項)を発展的に解消し、26 年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。▽27 年度末までに独立した対外情報庁(仮称)を創設する。▽情報要員を組織的に養成するため、27 年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的(省庁横断的)^{注1}な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関^{注2}を創設する。▽インテリジェンス・スパイ防止関連法制(基本法、外国代理人登録法およびロビー活動公開法など)について 25 年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

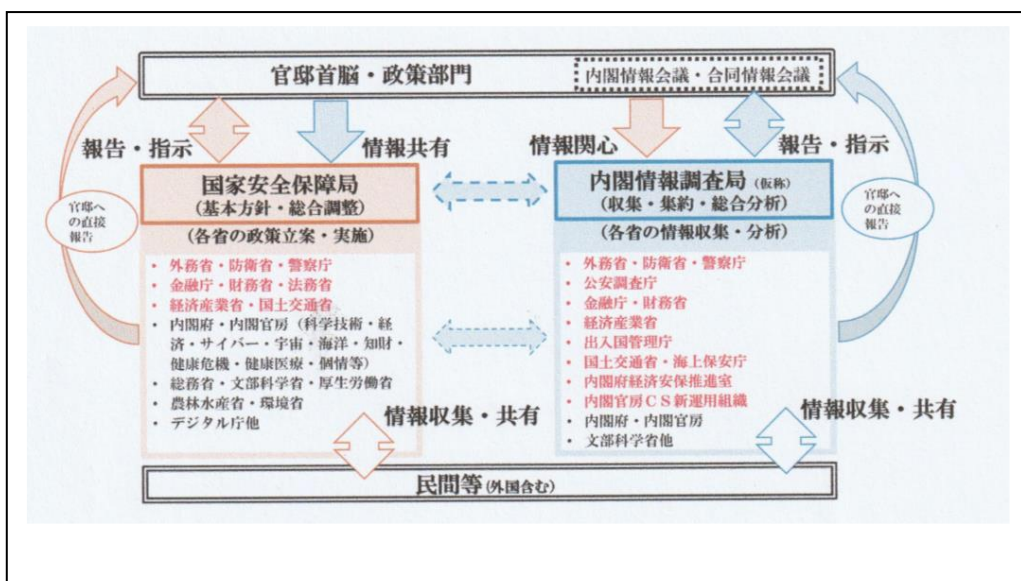
注1:2022 国家安全保障戦略=省庁横断型防衛体制の構築 注2:現代版のスパイ養成

2)最近の動向

- ・インテリジェンス(情報活動)機能強化に向けた政府の「**国家情報会議**」創設法案の概要が 19 日、判明した。**会議の事務局を担う「国家情報局」**に、外国勢力のスパイ活動を防ぐカウンターインテリジェンス(防諜)のための「**総合調整**」機能を付与すると明記した。**政府は 3 月中旬にも国会に提出する方針**。政府関係者が明らかにした。防諜の具体的内容は明らかになっていないが、情報局が外交・安全保障のための情報収集・分析といった活動にとどまらず、スパイ防止にも主眼を置く可能性がある。市民に対する監視強化への懸念払拭や運用時の透明性確保が課題に浮上しており、国会審議の焦点となりそうだ。法案概要には、首相を議長とする情報会議が情報活動と防諜に関し(1)基本方針(2)配慮すべき国内外の情勢の認識・評価(3)重要事案の分析・評価一を審議するとした。情報局は**現行の内閣情報調査室(内調)の事務を引き継ぎ「行政各部を総合調整する」と位置付けた。「総合調整」の文言が盛り込まれたことで、情報局の法的権限が明確になる。**(共同通信 2/19(木) 21:00)
- ・政府は外国勢力を対象とした「スパイ防止法」について、**今夏にも有識者会議を設置**する方向だ。有識者の議論を踏まえて秋の臨時国会以降に関連法案の提出を目指す。(日経 2026 年 2 月 17 日)

II 国家情報会議・国家情報局

1)想定される機構 国家安全保障局と両輪となり官邸主導の安保政策立案・実施→国会空洞化



「経済安全保障上の重要政策に関する提言」(2025 年 3 月 28 日)自民党政務調査会、経済安全保障推進本部、安全保障調査会、サイバーセキュリティ対策本部、デジタル社会推進本部
⇒国家情報本部創設は、能動的サイバー防御関連法の積み残し部分

2)現代戦—能動的サイバー防衛関連法&情報戦—との関係から見る

■現代戦の帰趨を決する C4ISR (指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、偵察 reconnaissance、監視 surveillance)
指揮・統制戦 (指揮・統制システムの破壊と防護)

■宇宙・サイバー・電磁波領域を含む多次元統合防衛力の整備 (2018 版防衛大綱)

■サイバー戦

<有事>

電子戦 (通信傍受&電磁波による諜報・防諜) ※電子サイバー戦: 相手通信機能麻痺→偽情報流布→殲滅
陸自電子戦部隊は、陸自総隊司令部直轄部隊であり、同司令部の所在地・朝霞に電子戦部隊司令部も所在
偽情報→反戦デモなどグレーゾーン事態 作業員による重要施設の破壊

<平素からの戦い> 先制攻撃が圧倒的に優位 「抑止力」成り立たない 「専守防衛」成り立たない

「防諜のためには諜報が必要」→能動的サイバー防衛関連法は諜報法!

■軍用AIの本格利用時代へ→膨大なデータの事前集積(諜報)が前提

- ・米軍によるベネズエラ攻撃 軍事AI本格利用時代に!
- ・軍用AI 膨大なデータを処理する情報通信システム 通信に頼らずその場で判断する自律型のエッジAI
- ・2月13日、防衛省が戦術AI衛星の実証の進捗状況について公表。1月8日に各種衛星で収集した情報をオンボードで統合処理する技術や、各種装備品と双方向通信する技術を確立するための実証事業 (事業名: 戦術AI衛星実証機の試作 (その1)) について、株式会社NTT データと契約。

■サイバー戦は情報戦の一部

情報戦: 敵よりも優位に立つため、敵の情報活動(収集・処理・評価・伝達)、情報システム(情報要員・部隊、情報組織、情報機材)、保有する情報内容に影響を及ぼすとともにわが方への影響を阻止・妨害する戦い。具体的形態として(1)諜報戦(収集活動と保全)、(2)指揮・統制戦(指揮・統制システムの破壊と防護)、(3)電子戦(電磁波の利用と阻止)、(4)心理・宣伝戦(心理・宣伝活動と阻止)、(5)サイバー戦(サイバー空間の利用と阻止)等⇒**諜報&防諜は表裏一体** ※(4)に注目! (5)による(4) **サイバー空間での心理・宣伝戦**

■トランプ版国家安全保障戦略⇒経済安保重視

「経済は、わが国の国際的地位の基盤であり、軍隊に必要な基盤」→「世界で最も強力で、殺傷能力が高く、テクノロジー的に先進的な軍隊」

■国家情報局は経済安保を含む省庁横断型の情報戦の司令塔!!

3)諸外国のインテリジェンス・コミュニティ

■アメリカのインテリジェンス・コミュニティ

国家情報長官(2004年創設)が17組織(中央情報局(CIA)、連邦捜査局(FBI)、国家安全保障局(国防総省NSA)、国家安全保障情報局(麻薬取締局)、国防情報局(国防総省)、国家宇宙情報センター(宇宙軍)、第16空軍、軍事情報部隊(陸軍)、海軍情報局、海兵隊情報局、沿岸警備隊情報局、国家偵察局(国防総省)、国家地理空間情報局(国防総省)、情報分析局(国土安全保障省)、情報調査局(国務省)、情報分析局(財務省)、情報・防諜局(エネルギー省))を統括している。同長官は国家安全保障会議の情報顧問を兼ねる。

※諜報機関であるCIAと法執行機関であるFBIでは、スパイに対する対応が異なる。CIAは泳がせたりするが、FBIは犯罪取り締まり優先。両者はCIA海外、FBI国内といった棲み分けもしているが、スパイは国境を越えて活動するので、両者の対立はつきない。そうした問題をどう調整・解決しているのかは不明。

※内閣衛星情報センターのカウンターパートナーは米国防省・戦略軍統合宇宙運用センター

■国家情報局のカウンターパートナーはNSA? エシュロンを主導し、ファイブ・アイズの一翼を担う

■ファイブ・アイズ UKUSA協定(United Kingdom-United States of America Agreement)に基づき秘密情報を共有している米英加豪ニュージーランド。スノーデンが非加盟の日韓、イスラエル、シンガポールも協力していることを示すNSAの機密文書公開。2018年初めから日仏独が中国のサイバー空間における活動を念頭に会合開催。ファイブ・アイズと3ヶ国の連携する枠組み創設。2020年には、日仏韓が参加した枠組みも発足。

■ロシア 保坂三四郎『諜報国家ロシア』(中公新書) 国家保安委員会(KGB)→3分割・継承

ロシア連邦保安庁(FSB) > ロシア対外諜報庁(SVR)、ロシア連邦警護庁(FSO)

■中国 政府組織としては、中華人民共和国国家安全部など。党機関としては統一戦線工作部など。人民解放軍では、統合参謀本部情報局など。

4)国家情報局の母体となる内調―戦前・戦中の情報委員会→内閣情報局→情報局との連続性

- 宣撫工作・国民精神総動員・思想戦といった総力戦の推進
- 戦後の内閣総理大臣官房調査室→内閣情報調査室

米国機関と連携し、心理戦を実行し、海外からの引揚者を調査したり、学者を囲い込み、官製シンクタンク作り

戦前の「内面指導」と似た対マスコミ手法

志垣執筆の「一九七〇年に至る長期構想」

「業務目的」を「国家の安全」

「業務内容」 「わが国は戦後共産主義の危機に見舞われ、その後革命の危険性は去ったものの、外国勢力の浸透とそれに呼応する国内勢力の動向はこれを放置し得るほど安易ではない」

外国勢力の浸透―呼応する国内勢力に対する警戒という発想⇒現在のスパイ防止法制定を進める論理



5)国家情報局を囲むインテリジェンス・コミュニティ



■外務省 国際情報統括官組織 管理グループ 分析グループ

■警察庁・都道府県警

<警察庁>

- ・サイバーバー警察局・サイバー特別捜査隊
- ・警備局 ・外事情報部

刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策部第1課犯罪収益対策室

※日本版のFIU (Financial Intelligence Unit: 資金情報機関 資金洗浄やテロ資金に係る資金情報を一元的に受理・分析し、捜査機関等に提供する政府機関)

<警視庁&道府県警の公安警察> 例: 警視庁公安部

公安総務課: 共産党、市民運動、反グロー、カルト団体、自衛隊員

1課: 極左暴力集団 2課: 右翼団体

3課: 組織に属さない個人が単独でテロ行為に及ぶローンオフエンダー

外事課: ロシア・東欧、中国、北朝鮮、国際テロ・中東 サイバー攻撃対策センター

■公安調査庁

第一部: 国内情報に関する資料作成とオウムなど 第二部: 国外情報に関する資料作成

地方支分局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8局+地方調査事務所 (14カ所)

■防衛省・自衛隊

<防衛省> 情報本部 2022年版国家防衛戦略で、情報戦の中心的な役割を担うこととされた

総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部、地方通信所6カ所

<自衛隊の情報科部隊>

情報保全隊、情報隊、情報処理隊、地理情報隊、基礎情報隊、現地情報隊、方面情報隊&処理隊、沿岸監視隊 養成機関として、情報教導団、陸上自衛隊情報学校

※陸上自衛隊情報学校は、旧陸軍中野学校の人脈を引き継ぐ調査学校が名を変えたもの。調査学校幹部は、三島由紀夫・盾の会の活動を裏から操ったとも言われている。調査学校―情報学校はスパイ養成学校であり、「影の軍隊」(スパイ組織)と言われる所以である。

■海上保安庁 警備情報課 ■経済産業省 貿易経済安全保障局 ■金融庁 総合政策局 リスク分析総括課

■財務省 金融インテリジェンス (マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融への対策)、国際経済・為替インテリジェンス、経済安全保障

ファイナンシャル・インテリジェンス関連の担当は、国際局 開発政策課

Ⅲ スパイ防止法

1) 防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案(自民党、第4次案、1986年)抄録

※80年代、統一協会・原理研などスパイ防止法制定運動

第一条 (目的) この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるとともに、外国に通報する目的をもって防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰することにより、これらのスパイ行為等を防止し、もって我が国の安全に資することを目的とする。

第二条 (定義) この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

<p>別表 一：防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況 二：自衛隊の部隊の編成又は装備 三：自衛隊の部隊の任務、配備、輸送、行動又は教育訓練 四：自衛隊の施設の構造、性能又は強度 五：自衛隊の通信の内容 六：自衛隊の通信に用いる暗号 七：自衛隊の任務の遂行に必要な艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（次号において「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量 八：自衛隊の任務の遂行に必要な装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果 九：我が国の安全保障に係る外交上の方針 十：我が国の安全保障に係る外交交渉の内容 十一：我が国の安全保障に係る外交上の通信に用いる暗号 十二：我が国の安全保障に係る外国に関する情報</p>
--

2 この法律において「不当な方法」とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は秘匿状態にある文書、図画等をみだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法をいう。

第三条 (防衛秘密保護上の措置)

第四条 (罰則) 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

- 一 外国（外国のために行動する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）に通報する目的をもって、又は不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し又は収集した防衛秘密を外国に通報したもの
- 二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を外国に通報したもの

第五条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

- 一 外国に通報する目的をもって、防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、防衛秘密を外国に通報した者

第六条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの

第七条 前条第二号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

第八条 全四条の未遂罪は、罰する。

第九条 防衛秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十条 第四条の罪の陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。2 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。3 第六条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。4 第七条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。5 第四条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第五条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第十一条 (自首減免)

第十二条 (国外犯) 第四条から第九条まで及び第十条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

第十三条 (この法律の解釈適用)

2)既に存在するスパイ処罰に関連する法制

内乱罪	① 首謀者 死刑または無期禁錮 ② 謀議に参加し、または群衆を指揮した者 無期または3年以上の禁錮 ③ ②以外の諸般の業務に従事した者 1年以上10年以下の禁錮 ④ 不和随行し、その他単に暴動に参加した者 3年以下の禁錮 ※④を除き、未遂犯も処罰される
内乱予備・陰謀罪	1年以上10年以下の禁錮 ※暴動に至る前に自首したときは、刑が免除される
内乱等帮助罪	7年以下の禁錮 ※暴動に至る前に自首したときは、刑が免除される
外患誘致罪	死刑
外患援助罪	死刑または無期もしくは2年以上の懲役
外患誘致・外患援助予備・陰謀罪	1年以上10年以下の懲役
特定秘密の漏えい	① 特定秘密の取り扱いの業務に従事する者、または過去に従事していた者 10年以下の懲役（情状により10年以下の懲役および1000万円以下の罰金） ② 特定秘密保護法の規定に基づいて特定秘密の提供を受けた者 5年以下の懲役（情状により5年以下の懲役および500万円以下の罰金）
特定秘密の不正取得	10年以下の懲役（情状により10年以下の懲役および1000万円以下の罰金）
特定秘密の漏えいまたは不正取得の共謀・教唆・扇動	① 特定秘密の取り扱いの業務に従事する者、または過去に従事していた者による特定秘密の漏えい、または特定秘密の不正取得 5年以下の懲役 ② 特定秘密保護法の規定に基づいて特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の漏えい 3年以下の懲役 ※共謀者が自首したときは、刑が減輕または免除される
営業秘密の不正な取得・使用・開示	① 原則 10年以下の懲役または2000万円以下の罰金 ② 日本国外における不正開示・不正使用 10年以下の懲役または3000万円以下の罰金

3)北村滋元国家安全保障局長談 小泉悠との対談「スパイ戦はすでに始まっている」(「週刊現代」、2025・12・8)
日本にはすでに私が成立に関わった**特定秘密保護法**と、**重要経済安保情報保護活用法**がありますから、**スパイを取り締まる法規がないわけではありません**。／ただ、法律が濫用されないよう、行為の要件を厳しく絞り込みましたから、その立証が極めて困難です。**不正行為をもう少し手前の段階で取り締まる条項があってもよいかも**それません。／・・・終身刑を含む重罰を科する国も多い。・・・刑罰も一つの検討すべき課題でしょう。
※**重要土地等調査規制法(2021年)**もあるよ！

4)戦前の諸法制との比較から見てくるもの 現代版国防保安法の制定だ！！

○戦前の諸法制に類似する法制という観点から見ても、既にかなりの法整備が進んできた制定済

例:特定秘密保護法—軍機保護法 重要土地等調査法—要塞地帯法 軍用資源秘密保護法—経済安保法

○戦前の諸法制で未だ類似する法制が整備されていないもの 治安維持法 不穩文書臨時取締法 国防保安法

■不穩文書臨時取締法 1936年6月13日成立 目的:「怪文書」の横行を防遏

第1条 人心ヲ惑乱シ、軍秩ヲ紊乱シ又ハ財界ヲ攪乱スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル文書図画ヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

②前項ノ罪ニ該ル文書図画ニシテ発行ノ責任者ノ氏名住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
第2条 前条第一項ノ事項ヲ掲載シタル文書図画ニシテ発行ノ責任者ノ氏名住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第3条 通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ出版以外ノ方法ニ依リ第一条第一項ノ目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベキ流言浮説ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第4条 第一条乃至前条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第5条 発行ノ責任者ノ氏名住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタルモノト認ムル文書図画又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザル文書図画ニ付テハ真実ノ記載ヲ為シ又ハ成規ノ納本ヲ為ス迄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ於テ其ノ頒布ヲ差止メ必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得
② 前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止メラレタル文書図画ヲ頒布シタル者ハ三百円以内ノ罰金ニ処ス

■戦前のスパイ行為を処罰対象にした法律＝国防保安法(1941年)抄録

第一章 罪

第一條 本法ニ於テ國家機密トハ國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ

一 御前會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事

二 帝國議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事

三 前二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二條 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國(外國ノ爲ニ行動スル者及外國人ヲ含ム以下同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第四條 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス
前項ノ目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第五條 前二條ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス

(略)

第八條 國防上ノ利益ヲ害スベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラルル虞アルコトヲ知りテ外國ニ通報スル目的ヲ以テ外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル情報ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

第九條 外國ニ通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス

第十條 外國ニ通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ金融界ノ攪乱、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス (略)

第十二條 第八條ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆、誘惑、煽動シタル者も処罰対象 ※未遂も・・・

第十三條 予備、陰謀も処罰対象

第十四條 自首、減刑、免除

第二章 刑事手続

第十六條 本章ノ規定ハ左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付之ヲ適用ス

一 第三條乃至第十三條ノ罪

軍機保護法／軍用資源秘密保護法／要塞地帯法／陸軍輸送港域軍事取締法／軍港要港規則違犯者処分ノ件／軍用電氣通信法／國境取締法／刑法第二編第一章（現在は削除 皇室に対する罪）、第二章（内乱罪）、第四章（外国国章損壊等）第九十二条（私戦予備及び陰謀）第九十三条（中立命令違反）第九十四条）、第八章（騒乱罪）乃至第十一章（往来妨害罪）、第十五章（飲料水に関する罪）乃至第十八章（有価証券偽造罪）、第二十六章（殺人罪）、第二十七章（傷害罪）及第四十章（公文書、建造物、器物などの毀損及び隠匿の罪）／朝鮮刑事令第三條（刑法第75条等の規定を王族に準用し、皇族に対する場合と同一とする）／陸軍刑法第二編第一章（叛乱罪）、第八章（軍用物毀損罪）及第九十九條(戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス)／海軍刑法第二編第一章（叛乱罪）、第八章（軍用物損壊罪）及第百條(戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス)／治安維持法／暴力行爲等処罰ニ關スル法律／爆発物取締罰則／匪徒刑罰令／不穩文書臨時取締法／通貨及証券模造取締法／通貨及証券模造取締規則／外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造變造及模造ニ關スル法律／治安警察法／政治ニ關スル犯罪処罰ノ件／外國爲替管理法／關稅法／輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律／船舶法航空法、電信法、無線電信法並ニ國家總動員法ノ罪

☆目的自体を処罰対象にし、既にあった有事法制、軍事機密関連法制、治安法に目的処罰を被せて重罰化！

■国防保安法適用例 ゴルゲ事件

治安維持法、国防保安法、軍機保護法、軍用資源秘密保護法のいずれかが適用された ゴルゲは全部 ゴルゲは赤軍第四部の指示で動いていた→ソ連軍の組織であるから憲兵隊一軍法会議の事案であるはずだが、コミンテルンの指示で動いたことにして、治安維持法適用→内務省、司法省の管轄に

5)諸政党の法案から

■国民民主党スパイ防止法案(抄録)

第二章 基本的施策 (外国による不当な影響力の行使の防止のための措置等)

第六条 国は、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の防止に資するよう、**外国の利益を図る目的で行われる一定の活動を把握し及びこれを国民に周知するための当該活動を行う者に係る国への届出制度の創設**その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、**外国の利益を図る目的で虚偽の情報、不正確な情報その他誤解を生じさせるおそれのある情報が情報通信技術を用いて拡散**されることが我が国の健全な民主主義の発達に及ぼす影響、当該影響に適切に対処するための方策等に関する調査研究を行い、その結果に基づいて、当該影響に適切に対処するために必要な施策を講ずるものとする。

(行政組織の整備等) 第七条

■参政党 防諜に関する施策の推進に関する法律案要綱

1 目的

2 定義 この法律において「防諜」とは、(1)・(2)の活動(3(3)・第3の2において「諜報等」という。)であって外国により行われるものによる悪影響を防止することをいう。

(1) 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であって、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの

(2) **虚偽の情報の発信**その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるもの(第二条関係)

☆これまでの法整備では対象外だった偽情報対策が焦点!! 現代版不穏文書臨時取締法だ!

6)諸外国の類似法制から

■中国 東京海上ディーアール株式会社 ホームページ 「コラム:中国「反スパイ法」改正と企業に求められる対策」より

1. 中国における拘束リスク

2014年にいわゆる「反スパイ法」(正式名称「中華人民共和国反間諜法」)、2015年に「国家安全法」施行。以降、外国人や外国組織に対する監視が強化。多数の外国人拘束。2015年以降、少なくとも17人の日本人がスパイ容疑等で拘束。2023年4月26日には、「反スパイ法」の改正法が可決・成立、7月1日から施行。

2. 改正反スパイ法の内容と留意点

改正前の同法(2014年施行)は全5章40条。改正法(2023年7月施行)は全6章71条。大幅に条文追加。「スパイ行為」の定義に関する条文・項目(第4条)、追加。対象範囲も拡大。

第四条 本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。

(一) スパイ組織とその代理人が実施あるいは他人に指示、資金援助して実施する、あるいは国内外の機構、組織、個人がそれと結託して実施する中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動;

(二) スパイ組織に参加する、あるいはスパイ組織とその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織あるいはその代理人に頼ること;

(三) スパイ組織とその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、あるいは他人に指示・資金援助して実施する、あるいは国内の機構、組織、個人とそれが結託して実施する国家秘密あるいはインテリジェンスおよびその他の国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品を窃取、偵察、買収あるいは不法に提供する、あるいは国家の職員が裏切るよう策動、誘惑、脅迫、買収する活動;

(四) スパイ組織とその代理人が、国家機関、秘密に関わる機関又は重要情報インフラ等に対しサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動を実施し、又は他者に実施を指示し、資金面で援助し、又は国内外の機関、組織、個人と結託して実施すること;

- (五) 敵に攻撃目標を指示すること；
- (六) その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織とその代理人が中華人民共和国の領域内において、あるいは中華人民共和国の公民、組織あるいはその他の条件を利用して、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。

／国家安全部門による反スパイ活動の実施義務の範囲、追加・拡大。(全面的実施義務(第12条)、支援・協力義務(第8条)、指導・監督・検査義務(第12条)、反スパイ教育・宣伝義務(第13条))／個人・企業等の組織について、反スパイ活動への支援・協力義務、追加。／スパイ活動の通報義務、通報を行った者および反スパイ活動への貢献者・組織に対する表彰・報奨、当局への通報窓口の設置を新たに規定。／重要インフラ等を含むサイバースパイ活動阻止の規定、追加。／郵便・宅配便等運営団体、電信業務経営者、インターネットプロバイダの技術支援・協力義務を新たに規定。／当局によるスパイ行為の疑いのある者に対する持ち物検査権限、疑いのある場所、施設、財物に対して封印・留置・凍結を行う権限、追加。／当局による状況調査、証拠収集に対し、「ありのままに提供し、拒絶してはならない」と新たに規定。／当局によるデータ証拠収集への協力を拒否した場合、「データ安全法」の関連規定に従って処罰すると規定。／スパイ行為によってスパイ組織から得た利益は押収・没収すると規定。

■ロシア 保坂三四郎『諜報国家ロシア』(中公新書)

- ・ロシア連邦保安庁(FSB)が、環境保護団体や人権保護NGOをスパイの隠れ蓑とみなし、弾圧
例：1996年、ノルウェーの環境保護団体とともに北海の放射能汚染を調査していたニキーチン元海将を国防省の非公開法令を引用し、スパイ・国家機密漏えい罪で逮捕
- ・外国エージェント法
2012年制定 他国からの資金援助をうけるNGOに登録を義務付ける
2022年「改正」 資金提供に限らず、「外国の影響を受ける」者であれば誰でも「外国エージェント」に指定し、取り締まれるようにした

■韓国国家保安法抄録

第1条(目的等) ①本法は、国家の安全を危うくする反国家活動を規制することにより、国家の安全並びに国民の生存及び自由を確保することを目的とする。②略

第2条(定義) ①本法において、「反国家団体」というのは、**政府を僭称し、又は国家を変乱することを目的とする国内外の結社又は集団であって、指揮統率体制を備えた団体**をいう。〈改正 1991・5・31〉 ② 削除

第2章 罪及び刑 加入(首魁、幹部他指導的任務従事者は死刑も)だけでなく、勧誘、未遂、予備、陰謀も処罰

■アメリカ

<スパイ防止法> 1917年 21年廃止 国防機密法より重罰化

軍事作戦の成功を妨害する目的または敵の軍事作戦を成功させる目的で情報を伝達することに死刑または30年以下の懲役またはその双方が科された。虚偽の報告または虚偽の声明、軍における不服従、不義、反乱、義務の拒否の原因となることをするまたはしようとする、自発的な兵役の応募または兵籍の編入を妨害すること—最大1万ドルの罰金または20年以下の懲役またはその双方。スパイ活動法はまたは禁止されている事項に違反していると判断した場合、郵便物の没収または郵送を拒否する権限を郵政長官に付与。スパイ活動法はまた、武装したいかなる海軍の艦船のアメリカが中立の立場をとるいかなる紛争当事国への移送も禁止。

<現在> 外国代理人登録法(FARA)(外国政府などの代理人活動の透明化)や、経済スパイ防止のための法律(経済スパイ防止法)、産業スパイ防止法など、複数の法律と制度でスパイ行為や外国の影響力に対処

- ・外国代理人登録法 1938年制定。外国政府の代理として活動する者(ロビイスト、広報担当者など)に登録と情報公開を義務付け、活動の透明性を図ります。外国からの影響力行使を監視する重要な役割を担います。
- ・経済スパイ防止法・産業スパイ防止法 産業スパイ行為による営業秘密の窃盗や情報漏洩を防ぐための法律。FBIなどが経済スパイ(企業秘密の漏洩など)を取り締まる根拠法。

最後に… 国家情報局：平素からの情報戦の司令塔創設 国家安全保障局と両輪になり官邸主導政治強化 国会空洞化+偽情報対策→発信者情報諜報→要監視者リスト&表現の自由を規制し、言論を統制する→思想・信条の自由を実質侵害 ※外国人不審者視→差別・排外主義と連動 同勢力が制定推進・反対妨害のおそれも